

## 公認団体の課外活動においてコロナ陽性者が出た場合の対応について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2021年1月27日）

現在、課外活動に関しては、活動内容を厚生課に報告して許可を受け、活動ガイドラインを遵守しながら活動する場合においては認められているものと思います。しかし、十分に規則を守り、感染防止に配慮して活動を行っている場合であっても、昨今の感染拡大の状況を鑑みるに、活動の参加者の中から新型コロナウイルスの陽性者が出ることは十分にあり得ると思います。その際の対応について、はっきりとした記載が見当たらなかったもので、教えていただきたいです。

このような質問をするのは、陽性者が出た場合に、相当期間の活動停止になることを恐れて、たとえ発熱があっても医療機関を受診せずに診断を確定させず、自宅待機をすることを暗黙に求める団体もあるということに耳にしたためです。これでは、何のために課外活動を制限しているのか、ということになってしまいます。それを避けるためにも明確な対応マニュアルを提示していただきたいです。

陽性者が出ることは昨今の状況を鑑みても仕方のないことです。それに対して相当期間の活動停止を命じるのであれば、まるで陽性者が出ることが活動団体の過失であるように受け取られかねません。京大でも教職員や学生に陽性者が出ていますが、濃厚接触者にPCR検査を実施し、感染拡大が確認されなければ消毒して速やかに授業等を再開しているようですし、一般的に会社や店舗等でも同様の対応が取られているようです。これらのことを考慮していただきたいです。

【回答】（回答日：2021年2月4日）

（回答部署：教育推進・学生支援部厚生課）

課外活動団体から新型コロナウイルスの陽性者が出た場合、まず、陽性者本人は、「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第4版）」（[https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/201113\\_1.pdf](https://www.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/201113_1.pdf)）に、行すべきことの記載がありますので、このとおりに対応願います。

また、当該課外活動団体の連絡責任者は、「課外活動の実施における感染拡大予防マニュアル（第5版）」により、関係者に感染が疑われる場合や感染が判明した場合、速やかに教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛へ報告するようお願いしているところです。当該報告があれば、陽性者が課外活動をどういった状況で行っていたのかの聴き取りを行い、場合により活動状況等に応じて当該課外活動団体に指導を行うこととなります。

なお、課外活動団体から陽性者が出たことにより、必ず活動停止になる、ということはありませんので、感染拡大を防止するためにも速やかな報告をお願いします。